

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示
（建設のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり業務提案書の提出を招請します。

令和 7 年 3 月 2 4 日

独立行政法人 国立女性教育会館
事務局長 磯山 武司

1 業務概要

- （１） 業 務 名 国立女性教育会館整備コンストラクション・マネジメント業務委託(基本設計段階)
- （２） 業務内容 本業務は、「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて」（令和 6 年 7 月 3 0 日内閣府・文部科学省・国立女性教育会館）を踏まえた国立女性教育会館の会館整備に係る基本計画・基本設計者選定段階、基本計画・基本設計段階における発注者の方針や意向を十分に理解し、品質・工期・コストに対する意図を踏まえた上で、関連する各分野における専門性の高い技術力を有する者を随時、適切に配置し、良質かつ安定的な支援を契約期間中継続的に提供するコンストラクション・マネジメント業務を委託するものである。
- （３） 履行期間 委託契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日
- （４） 本業務は、参加表明書及び業務提案書（関連資料を含む。以下「資料」という。）の提出等を紙媒体により行う。

2 参加資格、選定基準及び評価基準

- （１） 業務提案書の提出者に要求される資格
 - 次に掲げる条件を全て満たしている単体企業であること。
 - ① 独立行政法人国立女性教育会館契約事務取扱要領 1 3 条の規定に該当しない者であること。
 - ② 文部科学省における令和 7・8 年度設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格者で業種区分が「その他のコンサルティング業務」の認定を受けている者であること。
 - ③ 参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省から、「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 1 8 年 1 月 2 0 日付け 1 7 文科施第 3 4 6 号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - ④ 経営状況が健全であること。下記の事項に該当する者は、提出要請者として選定しない。
 - ・手形交換所による取引停止処分
 - ・主要取引先からの取引停止
 - ・経営状態が著しく不健全
 - ⑤ 不正又は不誠実な行為がないこと。
 - ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ⑦ 建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 3 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。また、建築士法 1 0 条第 1 項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
 - ⑧ 日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネージャー（以下「CCMJ」という。）又は一級建築士が 5 名以上所属していること。
 - ⑨ コンストラクション・マネージャーとして、下記のア又はイに記す業務（以下、「CM業務」という。）において、ウに記す業務に携わった実績があること。
 - ア 「CM方式ガイドライン（平成 1 4 年 2 月 6 日 国土交通省）」の「Ⅱ. 4. CMR のマネジメント業務の内容」に記載のある設計段階又は発注段階にかかる CM業務
 - イ 「CM(コンストラクション・マネジメント)業務委託書(2022 年 7 月改訂日本コンスト

ラクシオン・マネジメント協会)」に記載の基本設計、実施設計または工事発注のCM業務

ウ 1) 同種業務

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項」に定める公共工事で、「令和6年国土交通省告示8号別添2」による建築物の類型4から12のうちの第1類又は第2類に該当し、延べ床面積2,000㎡以上の建築物の新築、増築、改築、改修に伴って行われたCM業務のうち、平成21年（2009）年度以降に完了した業務を対象とする。ただし、増築の場合は、増築部分の延べ床面積が2,000㎡以上、改修の場合は、改修延べ床面積が2,000㎡以上のものに限る。

2) 類似業務

「令和6年国土交通省告示8号別添2」による建築物の類型4から12のうちの第1類又は第2類に該当し、延べ床面積2,000㎡以上の建築物の新築、増築、改築、改修に伴って行われたCM業務のうち、平成21年（2009）年度以降に完了した業務を対象とする（1)に掲げる業務を除く。）。ただし、増築の場合は、増築部分の延べ床面積が2,000㎡以上、改修の場合は、改修延べ床面積が2,000㎡以上のものに限る。

⑩ 下記の資格及び同種又は類似業務の実績のある管理技術者及び主任担当者を、それぞれ配置できること。

I. 管理技術者（受注者に所属するものに限る。）

CCMJ及び一級建築士の資格を有し、コンストラクション・マネージャーとして、下記のア又はイに記すCM業務において、ウに記す業務に携わった実績があること。

ア 「CM方式ガイドライン（平成14年2月6日 国土交通省）」の「II. 4. CMRのマネジメント業務の内容」に記載のある設計段階又は発注段階にかかるCM業務

イ 「CM(コンストラクション・マネジメント)業務委託書(2022年7月改訂日本コンストラクション・マネジメント協会)」に記載の基本設計、実施設計または工事発注のCM業務

ウ 延べ床面積2,000㎡以上の建築物の新築、増築、改築、改修に伴って行われたCM業務のうち、平成21年（2009）年度以降に完了した業務を対象とする。ただし、増築の場合は、増築部分の延べ床面積が2,000㎡以上、改修の場合は、改修延べ床面積が2,000㎡以上のものに限る。

1)同種業務とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項」に定める公共工事で、「令和6年国土交通省告示8号別添2」による建築物の類型4から12のうちの第1類又は第2類に該当する上記CM業務。

2)類似業務とは、「令和6年国土交通省告示8号別添2」による建築物の類型4から12のうちの第1類又は第2類に該当する上記CM業務（1)に掲げる業務を除く。）。

II. 主任担当者

主任担当者として、以下に示す担当者を配置すること。なお、配置する担当者は管理技術者と兼任することが出来るものとし、各担当者間の兼任も可能とする。

・ 建築（総合）

CCMJかつ一級建築士の資格を有する者で⑩ I. ウに記すCM業務に携わった実績があること。

・ 電気設備

設備設計一級建築士、又は一級建築士若しくは建築設備士の資格を有する者で⑩ I. ウに記すCM業務に携わった実績があること。

・ 機械設備

設備設計一級建築士、又は一級建築士若しくは建築設備士の資格を有する者で⑩ I. ウに記すCM業務に携わった実績があること。

・ 建設コスト管理

建築コスト管理士、又は建築積算士若しくは一級建築士の資格を有する者で⑩ I. ウに記すCM業務に携わった実績があること。

・ 工事計画管理

一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者で⑩ I. ウに記すCM業務に携わった実績があること。

(2) 業務提案書の提出を求める者を選定するための評価基準

評価項目、評価事項、評価基準、並びに評価のウェイトは以下の通りである。

評価項目	評価事項	評価基準		評価のウェイト	
企業の評価	技術職員数	全技術職員数を評価する		21点	
	有資格者数	有資格者数を評価する			
	同種・類似業務の実績	実績を評価する			
各業務担当者の資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格内容を評価する	管理技術者		24点
			主任担当者	建築（総合）	
				電気設備	
				機械設備	
				建設コスト管理	
				工事計画管理	
各業務担当者の業務実績	同種又は類似業務の実績	実績と立場を評価する	管理技術者		65点
			主任担当者	建築（総合）	
				電気設備	
				機械設備	
				建設コスト管理	
				工事計画管理	
			合計	110点	

(3) 業務提案書を特定するための評価基準

評価項目、評価事項、評価基準、並びに評価のウェイトは以下のとおりである。

なお、必要に応じて、業務提案書の詳細に関する質疑、確認及び追加資料の提出を求めることがある。

評価項目	評価事項	評価基準		評価のウェイト	
企業の評価	技術職員数	全技術職員数を評価する		21点	
	有資格者数	有資格者数を評価する			
	同種・類似業務の実績	実績を評価する			
各業務担当者の資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格内容を評価する	管理技術者		24点
			主任担当者	建築（総合）	
				電気設備	
				機械設備	
				建設コスト管理	
				工事計画管理	
各業務担当者の業務実績	同種又は類似業務の実績	実績と立場を評価する	管理技術者		65点
			主任担当者	建築（総合）	
				電気設備	
				機械設備	
				建設コスト管理	
				工事計画管理	

評価項目	評価事項	評価基準	評価の ウェイト
業務の 実施方針	本業務に対する提案者の 取組方針と体制	業務に対する取組意欲の高さ	1 0 0 点
		発注者支援としての姿勢、工夫、配慮	
	各業務担当の特徴	本業務への適性	
	業務上の配慮する事項	業務内容、業務の背景や課題などの理解度	
		総合的見地からの考え方の的確性	
課題についての 提案	本事業におけるマネジメント手法の考え方について	本事業の特徴を踏まえた発注者要望を実現するマネジメント手法（品質・コスト・スケジュール・リスク）についての考え方の的確性、実現性及び業務や与条件に対する理解度の高さ	8 0 点
	発注者体制の支援方策の考え方について	発注者体制の補完、連携についての考え方の的確性、実現性及び業務や与条件に対する理解度の高さ	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	以下のいずれかの認定等がある場合、右の配点を満点として段階に応じて加点（※）		1 0 点
	・ 女性活躍推進法に基づく認定があること。		
	・ 次世代法に基づく認定があること。		
	・ 若者雇用促進法に基づく認定があること。		
		合計	3 0 0 点

3 手続等

(1) 担当部署

〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷728番地
独立行政法人国立女性教育会館 財務・企画課
電話番号 0493-62-6715
E-mail kaikai@ml.nwec.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年3月24日(月)から令和7年4月3日(木)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から17時00分まで。

上記3(1)において交付、若しくは電子メールにて交付するため交付希望者は事前に上記3(1)へ連絡すること。

説明書の交付に当たっては無料とする。

(3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

令和7年3月24日(月)から令和7年4月4日(金)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から17時00分まで(ただし、最終日の4月4日(金)は、15時00分まで。)

上記3(1)に同じ。

持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残るものに限る。提出期限必着)により提出すること。

(4) 業務提案書の提出期間、場所及び方法

業務提案書は、令和7年4月14日(月)から令和7年4月28日(月)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から17時00分まで(ただし、最終日の4月28日(月)は、15時00分まで。)

上記3(1)に持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残るものに限る。提出期限必着)により提出すること。

業務提案書の特定・通知日：令和7年5月8日(木)

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

契約保証金 納付(有価証券等の提供又は銀行、契約担当役が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共事業の前払金事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。)なお、契約保証金の額、保証金額、保険金額は請負代金額の100分の10以上とする。

(3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は業務提案書は、無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 当該業務に直接関係する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により契約する予定の有無 有。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3(1)に同じ。

(8) 記2(1)②に掲げる資格を満たしていない者も記3(3)により参加表明書を提出することができるが、記3(4)の提出期限の日において、当該資格をみたしていなければならない。

(9) 詳細は説明書による。